

圧力容器用のぞき窓仕様確認書

2016年10月1日、圧力容器構造規格(厚生労働省告示第169号)が一部改正され、当社がご提供させて頂いております「のぞき窓」に関する箇所(第169号-第32条)につきましても改正されました。当社では安全な製品をご提供させて頂く為仕様のご確認をさせて頂いております。お手数をお掛けしますが、仕様のご確認お願い致します。

改正箇所

旧32条「のぞき窓に使用するガラス板は、日本工業規格R3206に適合したもの又はこれと同等以上の機械的性質を有するものでなければならない。」

新32条「のぞき窓に使用するガラス板は、日本工業規格B8286に適合したもの又はこれと同等以上の機械的性質を有するものでなければならない。」

<取引先記入欄>

ご記入企業様名	_____	Ⓜ
ご記入担当者様	_____	
圧力容器製造メーカー様名 又はユーザー様名	_____	
認可機関名と都道府県名	_____	
適用	_____	1. JIS B8286適合 2. B8286同等以上の機械的性質を有するもの
設計圧力	_____	MPa
設計温度	_____	°C
※腐食性	_____	1. あり ・ 2. なし
※流体性質又はpH	_____	1. 強酸 2. 弱酸 3. 中性 4. 弱アルカリ 5. 強アルカリ 6. (pH)
※ガラス素材	_____	1. 低膨張ほう珪酸塩ガラス 2. ソーダガラス
ガラスサイズ(mm)	_____	φ
可視径(mm)	_____	φ
※ガラス厚み(mm)	_____	mm
曲げ強さ試験【必須】	_____	実施する。
平均線膨張係数の試験【必須】	_____	実施する。
水圧試験【受渡当事者間の協議による。】	_____	1. 実施する ・ 2. 実施しない
熱衝撃試験【受渡当事者間の協議による。】	_____	1. 実施する ・ 2. 実施しない
腐食試験【受渡当事者間の協議による。】	_____	1. 実施する ・ 2. 実施しない

ご記入日: 年 月 日

- 適用の項目でJIS B8286適合を選ばれた場合は、丸型限定となり寸法許容差についても管理させて頂きます。
- ※の付いた項目で、内容が不明な場合は記入の必要はございません。
但し、腐食性・流体性質について記入のない場合は、低膨張ほう珪酸塩ガラスを使用させて頂きます。
- 各種試験費用は有償となります。